

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月30日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第95号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について
第3	議案 第96号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第97号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第5	議案 第98号	裁判上の和解について
第6	議案 第99号	字区域の変更について(宮川町大無雁・落合V地区)
第7	議案 第100号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第101号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第102号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第103号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第11	議案 第104号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第12	議案 第105号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第106号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第107号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第108号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案 第109号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月30日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第17	議案 第110号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案 第111号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案 第112号	令和4年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第20	認定 第1号	令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第2号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第3号	令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第4号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第5号	令和3年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第6号	令和3年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第7号	令和3年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第8号	令和3年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第9号	令和3年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第10号	令和3年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定 第11号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定 第12号	令和3年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定 第13号	令和3年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月30日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第33	認定 第14号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について		

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	子
2番	谷		上	雅	廣
3番	上	ケ	口	敬	信
4番	井		吹	豊	孝
5番	澤		端	浩	二
6番	住			史	朗
7番	徳		田	清	美
8番	前		島	純	次
9番	野		川	文	博
10番	籠		村	勝	憲
11番	高		山	恵	子
12番	葛		山	邦	子
13番			原	寛	徳
			谷		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	尻	孝	之
企画部長	谷	田	雄	郎
市民福祉部長	森	井	弘	史
商工観光部長	藤	上	あ	さ
農林部長	畑	村	久	徳
財政課長	野	畑	浩	司
基盤整備部長	上		英	樹
環境水道部長	森	山	裕	和
教育委員会事務局長	横	村	賢	一
会計管理者	野	藤	和	彦
病院管理室長	齋	藤	直	樹
消防長	佐	畑	和	也
	中			

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	渡	辺	莉	奈

（ 開会 午10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、1番、小笠原議員。2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第95号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について
から

◆日程第5 議案第98号 裁判上の和解について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第95号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例についてから日程第5、議案第98号、裁判上の和解についてまでの4案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら4案件については総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務受常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

高原総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 高原邦子 登壇〕

●総務常任委員長（高原邦子）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第95号から議案第98号までの合計4案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

9月20日、午前10時よりを当初予定しておりましたが、台風の影響を鑑み9月22日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第95号について申し上げます。本案は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、これまであった条例を全部改正し、特定の条件下において市が安全を確保するために緊急安全措置を可能とするものであります。

本条例の制定の主な内容としまして、1空家法における規定との整合、2所有者等情報の提供、3特定空家等の認定等、4危険性の周知等、5安全措置代行、6緊急安全措置、7その他の文言整理となります。

質疑の内容についてご報告いたします。安全措置代行は所有者の同意が必要とありますが、「所有者が分からない場合は何も手出しできないのか。」という質疑がありました。「個人の財産を

侵害できないことが根底にあり同意が必要で、緊急な場合、または所有者が分からなくても即時強制として措置する。」との答弁がありました。

「市が所有者に代わって行う必要最低限度の措置は、どの程度のものか。」との質疑があり、「建物の躯体をかまうことはできないため屋根等が飛び散らないようにビニールシートをかけ飛散防止をするなどの対応がある。」との答弁でした。

また、「所有者が分からない場合の措置費用は、どのように処理していくのか。」という質疑があり、「私債権になり催告を行っても回収できない場合は、不納欠損として処理していく。」との答弁がありました。

次に議案第96号について申し上げます。本案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院が令和3年8月10日に行った国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児休業等に関する法律を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、1つ目が育児休業の取得回数制限の緩和、2つ目が非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、3つ目が非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「職員が育休をとった場合、代替はどのように対応しているのか。」という質疑があり、「短い場合は現員職員で対応し、長期間にわたる場合は会計年度任用職員で対応する。」との答弁がありました。

また、「現状の男性・女性職員の育休取得率はどれくらいか。」という質疑については、「女性職員は100%、男性職員はこれまでの実績で9人が取得している。」との答弁がありました。

次に議案第97号について申し上げます。本案は住宅借入金等特別控除の適用期限の延長等、市民税の負担軽減措置等の調整を図るため、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたことに伴い、当該条例における個人市民税及び固定資産税に関する規定について所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、市民税関係では、1 上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税と個人市民税において異なる方式が選択可能となっていたものを、所得税と一致させる等の措置を講ずるもの。

2 給与所得者及び公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとされたため、関係規定の整備を行うもの。

3 3つ目、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用について、対象となる居住年を令和7年まで延長する等の改正を行うもの。

4 規定を整理するものです。固定資産税関係では、固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所に代わり、登記所から通知される事項の表示が可能となることから、関係規定を改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「住宅ローン減税は対象者にとっては有利だが、市民税の率が下がることを踏まえると、トータルではどのようになるのか。」という質疑があり、「所得税で控除しきれない額を住民税で控除できる仕組みで、個人差はあるが所得税がない方は住民

税が控除され有利になる。」という答弁がありました。

「法務局の通知はこれまでとどのように変わるのか。」という質疑がありました。「法務局は、異動通知は住民票上の住所が記載されるが、ドメスティックバイオレンス被害等がある方が法務局に申出をされれば支援団体等の住所などが記載されるようになる。」との答弁がありました。

最後に議案第98号について申し上げます。本案は令和元年に市が発注した消防・救急デジタル無線の整備において、当該業者を含む5社による談合があったとして公正取引委員会より課徴金納付命令、排除措置命令を受けました。

市は当該業者に不正行為が行われたと判断し、当該工事請負契約約款に定める違約金条項に該当するとして、違約金及び違約罰を請求していましたが支払いに応じませんでした。

これを踏まえ令和元年12月13日に岐阜地方裁判所に損害賠償金及び遅延損害金を合わせて7,689万6,000円の支払いを求める訴えを起しました。その後、第10回口頭弁論まで行き令和4年8月15日に岐阜地方裁判所から和解案が提示されました。

製造業者の不法行為は認められましたが、受注者の不法行為への関与はなく違約金条項には該当しないという結果になりました。最終的には、製造業者の不法行為に伴う損害賠償額に遅延損害金を加えた2,136万円の和解金をもらい和解したというものでありました。この件については、その前日に予算委員会等で質疑があったため、本委員会では質疑はございませんでした。

当委員会に付託されました。これら4案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第95号から議案第98号までの4案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第95号から議案第98号までの4案件について、委員長の報告は可決であります。これら4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よってこれら4案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第6 議案第99号 字区域の変更について（宮川町大無雁・落合V地区）
から

日程第10 議案第103号 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第6、議案第99号、字区域の変更について（宮川町大無雁・落合V地区）から日程第10、議案第103号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてまでの5案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら5案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 前川文博 登壇〕

●産業常任委員長（前川文博）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第99号から議案第103号までの合計5案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。さる9月22日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

初めに議案第99号について申し上げます。本案は地籍調査事業に伴う宮川町落合の字区域の変更について、字区域の境界線が地形上明確ではない状況が確認されたため、今後の土地管理及び利用を円滑に行えるよう、今回の地籍調査を機に境界を整理するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「地籍調査の進捗具合と、いつ頃終了と見積もっているのか。」という質疑があり、「全体の進捗率は29.7%で、完了予定は200年かかってしまう。」という答弁がありました。

次に議案第100号について申し上げます。本案は貸与の条件を追加することにより対象者の拡大を図るための制定をするものであります。本改正により、市内林業事業体等に就職後2年以内の者が支援対象となります。

質疑の内容についてご報告いたします。「資金が年々増額した理由は。」という質疑があり、令和2年度の1名は途中からの申し込みであったため半分の貸付、令和3年度は1名で一年間の貸付、令和4年度の1名で森林文化アカデミーのクリエイター科の授業料が高く設定されており倍額になっている。」という答弁がありました。

次に「勉強するところは森林文化アカデミーだけか。」という質疑があり、「この条例に定める養成施設というのは、学校教育法に定める専修学校のことであり、森林文化アカデミーのみ。」という答弁がありました。

次に議案第101号について申し上げます。本案は繁殖雌牛・乳用牛の事故等に係る被貸与者の賠償責任及び損害賠償の免除要件を条例に制定するための改正を行うものであります。

現状では事故等に係る被貸与者の賠償責任及び損害賠償の免除については、本条例第5条の規定に基づく同施行規則に規定してありますが、ほかの基金条例等との整合性の観点から、改めて条例において制定するものです。

質疑の内容についてご報告いたします。「損害賠償に対する条例改正をするというのは、条例そのものを整理するするのか、将来予測されることの改正なのか。」という質疑があり、「条例そのものを整備しようとするのか。」という答弁がありました。

「不測の事態に応じるため、市長が特に認めた場合という文言が必要なのか、あるいは想定されることなのか。」という質疑があり、「可能性があるのは診療もなしに心不全で死亡するケースがある。」という答弁がありました。

次に議案第102号について申し上げます。本案は、上町農産物直売施設整備に伴い、老朽化が著しい朝開町農産物直売施設を条例から廃止し、行政財産から普通財産にするものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「現在の建物が荒れているイメージが強いが、管理はどのようになっていくのか。」という質疑があり、「管財課管理となるが、引継ぎを行い、適正に管理をしていく。」との答弁がありました。

「普通財産になった後、どのくらいのめどで整備していくのか。」という質疑があり、「デザインが非常に特徴的であることから、できれば年度内に現在の建物と元警備員詰め所を調査し、報告書をまとめ、デザイン図面を残してから解体する。」との答弁がありました。

最後に議案第103号について申し上げます。本案は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴い、同居親族に相当すると考えられる者の要件が追加されたことに関して、里親制度による里子を同居親族として取り扱うものであります。質疑はありませんでした。

当委員会に付託されましたこれら5案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第99号から議案第103号までの5案件については、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第99号から議案第103号までの5案件について、委員長の報告は可決であります。これら5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第104号 令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）
から

日程第19 議案第112号 令和4年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第11、議案第104号、令和4年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から日程第19、議案第112号、令和4年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）までの9案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び、結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第104号から議案第112号までの9案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

初めに議案第104号から採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告書のとおり可決されました。

次に議案第105号から議案第111号までの7案件について採決をいたします。これら7案件の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よってこれら7案件については委員長報告書のとおり可決されました。

次に議案第112号について採決をいたします。本案の委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第20 認定第1号 令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
から

◆日程第33 認定第14号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（澤史朗）

日程第20、認定第1号、令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第33、認定第14号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら14案件につきましては、決算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおりであります。決算特別委員会の審査の経過及び、結果の報告につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、これら14案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

初めに認定第1号、令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。本案について、委員長報告書は認定であります。委員長報告書のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって本案は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第2号から認定第12号までの11案件について、一括して採決をいたします。認定第2号、令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第12号、令和3年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11案件に対する委員長報告書は認定であります。これら11案件を委員長報告書のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら11案件は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

次に認定第13号、令和3年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案に対する委員長報告書は、利益剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については認定であります。本案は委員長報告書のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、認定第13号は委員長報告書のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に認定第14号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について採決をいたします。本案に対する委員長報告書は認定であります。本案は委員長報告書のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、認定第14号は委員長報告書のとおり認定することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。今議会では25日間の長きにわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、令和3年度決算の認定等多数の案件につ

きまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきまして可決、認定のご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会を通じて議員の皆様方からいただきましたご指摘、ご意見につきましては、これまでと同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症につきまして少しご報告を申し上げたいと思います。全国的に第7の感染が収束しつつありまして、本市におきましても、週1日平均の新規感染者は市の基準である9人を安定的に下回っておりまして、9月20日には市のまん延警報を解除したところがございます。また、県におきましても本日をもって、B A. 5対策強化宣言を解除されることとされております。

こうした中、全国各地でオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種が始まっておりまして、本市では来月4日から新たなワクチンによる接種を進めることとし、4回目の接種を終えた方以外の対象者に対し、一昨日、接種券を送付したところがございます。

また、今後のワクチン接種のスケジュールにつきまして、国では過去2年間、年末年始に感染の波が到来していることを踏まえて、全ての対象者が年末までに2価ワクチンの接種を受けることができるよう接種間隔の短縮が検討されておりまして、10月下旬までに結論づけることとされております。本市といたしましても、このことを前提とし、各医療機関協力の下、年内に接種を完了させるシミュレーションを行っておりまして、既に4回目の接種を完了されている方に対しまして、10月20日ごろを目途に接種券を送付する準備を進めております。

また、感染の収束が進む一方で、物価高騰の影響が次第に顕著になってきておりまして、資材関係はかなりの値上がりとなっております。

また、飲食店を中心に、コロナ感染への警戒も相まって冷え込み感が強まっているほか、今後様々な商品で価格転嫁が進むことが予想される中、さらなる一般家庭への影響も懸念される状況でございます。これに対応するため、追加の対策につきまして検討を行っておりまして、臨時議会の開催をお願いすることもあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。以上をもちまして閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたり一言お礼を申し上げます。9月定例会、25日間にわたり議員の皆様、そして執行部の皆様には、慎重かつ活発なご審議を賜りありがとうございます。

議会としまして市民に開かれた議会ということを目指しております。議員の皆様、そしてまた、執行部の皆様のご理解、ご協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは、本日の会議を閉じ、9月6日から25日間にわたりました。令和4年第4回飛騨市議

会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時33分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（1番）

小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番）

水上雅廣